

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月8日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成20年1月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 久米池水路地区	高松市産業部土地改良課
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 川向地区	〃
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 苗代谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西台尾地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 久保田農道地区	〃
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 豆木1号池地区	〃
高松市三谷土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 石船東地区	〃
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 桑崎2号地区	〃